

開発行為における公園の 設置基準が変わります

都市計画法の規定により、開発面積0.3ha以上の開発行為では、開発面積の3%以上の公園等を設置することになりますが、宅地分譲の開発行為で設置される公園の維持管理を担う自治会や班から管理しきれないとの声が寄せられ課題となっています。そこで、小規模な公園の増加を抑制するため、また、公園の設置に要する事業費を軽減して宅地開発を促進するため、公園の設置を求める開発区域の下限面積を1haにするよう条例の改正を行いました。

また、1ha以上の開発行為でも小規模な公園を分散して設置することが可能であるため、公園の1箇所当たりの最低面積を300㎡として、小規模な公園の分散設置を抑制します。

	公園が必要となる 開発面積	公園の面積
変更前	0.3ha（3,000㎡）以上	開発面積の3%以上
変更後	1ha（10,000㎡）以上 （主として住宅（長屋または共同住宅を除く）の建築の用に供する目的で行う開発行為に限る。）	開発面積の3%以上かつ 1箇所あたり300㎡以上

※主として住宅（長屋または共同住宅を除く）の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為では、従来の基準のとおり開発面積0.3ha以上で、開発面積3%以上の緑地等が必要となります。

※市に特段の定めがない部分については茨城県の基準に拠ります。

施行日：令和7年4月1日

詳しくは下記までお問い合わせください。

連絡先
那珂市建設部都市計画課開発指導室
☎029-298-1111（内線358・359）